

平成29年度 第7回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年10月10日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (28人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
5番 山根清人 委員	6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員
8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員
11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から第7回の農業委員会会議を開会致します。初めに山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 ありがとうございます。この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 今日は全員出席でございます。まず始めに、議事録署名人をお願いさせていただきます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということですので、本日の議事録署名人を8番 美田委員、9番 藤井委員をお願いいたします。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、9月の農家相談日に徳田委員と筏津委員が当番委員でございました。相談が3件あったようでございますので、報告をお願いしたいと思います。

1 2 番 1 2 番 筏津です。相談日、徳田委員さんとありまして3件ありました。1件目ですけども、〇〇〇の〇〇〇〇さんで、水田13aを現在耕作しているが、田植えと稲刈りは農協の方でもらってますけども、あとの作業は自分でしてるけども、高齢になってできなくなるんで耕作していただく方を探していただきたいということでありました。話をしまして、今回あっせんにも上がりますんで、あっせん委員を決めさせていただきますからあたっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そのように本人さんにも口頭で伝えました。

それから2件目ですけども、〇〇〇〇の方で、新規就農で4年目になります〇〇〇〇さんが耕作面積を拡大したいので、いいところあったらお願いしたいと来られました。その中で、以前から話があった〇〇地内に2ヶ所と〇〇に2ヶ所。本人さんに見ていただいていた方がいい方の畑を作るような話で終わりました。

2 番 3件目でございますけれども、〇〇の〇〇さんの代理の方で〇〇の〇〇さんでございますけれども、7畝の圃場で今、自己管理しとるんですけども、なかなか年もとってきて本人さんも北谷まで出向いて管理ができないということで、

以前、その圃場を買ってもらえんかということで話も近隣の人にしたところではあるけれども、買わないということで返答もあったということで、どうしたらいいかということで来られたところではあります。これについては担当委員さんにあっせんを行っていただきたいということです。以上で報告を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。この件につきましてはまた議題としてさせていただきますので、進行させていただきますと思います。

事務局 そういたしますと、平成29年度第7回の農業委員会会議報告並びに予定事項を報告させていただきます。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 日程(5)議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明をお願い致します。

事務局 本日の議事について、まとめて説明をさせていただきます。議案資料をご覧くださいと思います。

まず、議案の2ページ、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、売買と贈与併せて2件の申請が出ております。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてということで、議案の4ページのとおり2件の申請が出ております。そのうち番号1は先ほどありましたように、3,000㎡を超える意見調書案件ということで農業会議に審議をお願いする案件でありますし、5,000㎡を超えておりますので現地調査が行われる案件でございます。

続きまして、議案第39号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について。議案の6ページのとおり1件の申請が出ております。

議案第40号 農用地利用集積計画の決定については、議案の9ページから16ページまでのとおり18件の利用権設定の申し出が出ております。

本日の議案は以上でございます。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 ありがとうございます。それではさっそく議案に入らせていただきます。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について。委員の皆さんにお諮りいたします。皆さんの質疑求めます。ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 全員異議なしということでございますので、議案第37号につきましては承認と致します。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きますして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたしますが、本件につきましては本日午前11時より当番委員であります、徳田委員・塚根委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表いたしまして徳田委員より報告をお願いいたします。

2 番 2番 徳田でございます。今日の現地確認の報告をさせていただきたいと思えます。1番と2番、協議に上がるとる件でございますが、この件につきまして現地を見させていただきました。1番については〇〇の工業団地にあります土地でございますして、見て回りましたが、何ら問題がないというこいとで協議をいたしたところでございます。それと2番の同じく〇〇の件でございますけれども、これにつきましても現地を確認しましたが、何ら問題がないことを報告させていただきたいと思えます。

議 長 只今、当番委員を代表しまして徳田委員より報告がございました。委員の皆さんにお諮りいたします。異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、議案第38号につきましては承認と致します。

議案第39号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きますして5ページ、議案第39号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても先ほど同様午前11時より現地を確認しておりますので徳田委員より報告をお願いいたします。

2 番 報告をさせていただきます。非採草放牧地の件でございますけれども、現場を見ましたところ何のこともございませぬ。支障はないということで見させていただきましたことを報告いたします。

議 長 議案に対する質疑を求めます。ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで、議案第39号につきましては承認と致します。

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きますして7ページ、議案第40号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。お諮りする前に、該当委員に係る案件がございます。該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。9ページ番号1番から11ページ番号8番までは、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し私の案件についてご審議いただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、議長を交代させていただきます。

(議長交代)

9番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番 それでは、山脇委員が退席しましたので、9ページ番号1番から11ページ番号8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。番号1番、〇〇字〇〇〇。2筆ございまして2,873㎡の賃借権設定でございます。その他、以下記載のとおりでございまして、11ページの番号8番まで合わせまして18筆、33,351㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありましたので、委員の皆さんよりご質問・ご意見を受けたいと思います。

(異議なしの声)

9番 異議がないようですので、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9番 山脇委員へ。只今の案件につきましては異議なしということ承認されたことをご報告申し上げます。

山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代いたします。

議長 続きまして、12ページ番号9番は、19番 吉村委員に係る案件でございま

すので、吉村委員の退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは、吉村委員が退席しましたので説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。番号9番、〇〇〇〇字〇〇。1筆、2,400㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。新規の設定であります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。皆さん、ご質問・ご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございますので承認と致します。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ。只今の案件につきましては承認されましたのでご報告致します。以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、引き続きましてその他の案件について審議を行います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は、87,743㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから16ページ記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては17ページ、18ページに記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございましたが、議案に対する質疑はございませんか。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。事務局にお尋ねいたします。13ページ13番ですけども、10aあたり玄米1袋です。30kgと解釈すればいいですか。60kgの袋もあるし30kgの袋もあるし、20kgの袋も10kgもある。そのことを教えてください。

事務局 30kg1袋と認識しておりますので1袋は30kgと考えてください。

議 長 他にございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 なしということですので、議案第40号 農地利用集積計画につきましては承認と致します。

(6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入ります。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局 (1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。2ページから7ページですが説明させていただきます。まず、2ページ①でございます。〇〇〇〇さんという方で、所有者の親族で〇〇〇〇さんが東京におられますが、その方の妹さんが〇〇町におられて、相談に来られました。農地の売買を希望されて、〇〇〇の320㎡の畑でございます。続きまして、3ページ②。こちらは、先月の農家相談でありました〇〇さんという方が、〇〇〇の水田1,322㎡のご相談でございます。4ページ③。これも農家相談でございます。〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇〇〇さんがご相談に来られた案件でございます。④〇〇〇〇さんという方で、〇〇〇〇〇〇の農地7筆3,405.5㎡でございます。6ページ⑤。〇〇〇〇さん。〇〇の方です。〇〇の545㎡の売買についてのご相談がございました。最後に7ページ⑥。〇〇〇〇さん。〇〇〇の水田についてご相談でした。こちらの水田につきましては、年内いっぱいまで〇〇〇の〇〇〇〇さんという方が作っておられるようですが、5年間の使用貸借をしておられましたもう更新はしないということで、次の作り手、あるいは買い手のご相談がございました。以上6件のあっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がございましたあっせん委員の選任でございます。まず、1番目の〇〇〇の件でございます。

13番 はい。數馬がします。

議 長 數馬委員が手を挙げられました。なら1人でよろしいですか。

13番 はい。

議 長 2番目の〇〇さんにつきましては、吉村委員。よろしいですか。

19番 わかりました。

議 長 あっせん委員として1名でお願いします。次の〇〇さん、これは〇〇ですの

で松本委員でいいですか。

4 番 すでにちょっと対応したけど、もういっぺんします。

議 長 以前はトラクターの入り口が狭くて入られんってことで、私が道路を広げて進入路をつけて、改良区の境界も杭も打ってきちんとしてありますんで、どなたが作られても問題はない。ネギもよくできそうです。〇〇〇〇くんが1年間作っただけど、入り口がないし、トラクターが入らんってやめちゃった。入会田で片方がスイカのハウスです。

4 番 細長いもんだけ。ちょっとあたってみます。

議 長 4番目の〇〇さんの件につきましては国府ですので、でも2人必要ですので、〇〇〇の方ですので、河本委員と田倉委員。

10番 主を田倉さんにしてもらって、助手的に応援させてもらいます。

議 長 次の〇〇さんにつきましては私と河本さんがすでに話をしておりまして、売買が成立いたしましたんで、これはもう来月の農業委員会で諮るようしております。6番目の〇〇さんの件につきましては、〇〇〇の〇〇〇の上で、この上につくっとる人もおりますんで、一緒につくってもらえんかという話もしております。私と金信さんとで話をさせていただきます。ということでございます。

続いて(2)農地等あっせん活動の状況について。①相談者の〇〇さんについて。福井委員。

15番 福井です。これは、通称オ〇〇〇という場所がございまして、何もなくても足を入れれば膝まで入るような柔らかいところでございます。隣で耕作中の〇〇〇〇さんをお願いしておりますけども、まだ返事が来ておりません。本当は要らないと仰ってますんで、〇〇さんとは往復はがきで連絡してまた確認を取ります。

議 長 よろしく申し上げます。続きまして②の〇〇さんにつきましては河本委員と林委員。河本委員、報告をお願いします。

10番 報告させていただきます。私の方は〇〇の畑地について報告を。本人の意向を確認しましたところ、売買という希望通りです。ただし、金額、時期、その辺はこだわりがないということでした。いろいろ調査しましたところ、農地としての売買は非常に難しいと報告させていただきました。なぜならば、小鴨地区は最低40aという規則がありますんで、40aするような人は、こういう土地は耕作しない。小高い丘になってますんで、現在は柿の木みたいなもんが植わっておるし、40a以上所有して耕作するという方はまずあり得んということ。現在はこの畑地について4名の方が借用されて耕作されております。

その人たちは40aというような耕作は無いわけですから、非常に難しい。今後、こういうふうな、家庭菜園的なもんがどこでも発生してくるんじゃないかなど。小さい土地が。相談に上がります土地でもありますように、苗田というところで小さい田でどうしようもない、現在荒れているというところもあります。そのへんのことを今後は考慮というか、なんというか方法を見出さないと、小さい土地の荒れ地が増えていくんではないかと思えます。以上です。

議長 林委員、どうぞ。

7番 畑の方は河本委員が言われましたので。現地をこないだ見に行きましたら、1人のおばあさんが隣で作業しておられまして、よく聞きましたところ、何年前か、4年ほど前に来られた〇〇〇さんとの姻戚関係があるということで、隣の柿畑を作っておられると。で、田んぼの方も〇〇さんと隣同士ということですので、今、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が二つ作りますけど、〇〇〇〇から入った道路、狭いですし、ほんに軽トラも通れんようになっちゃったりします。もう一つの田んぼは〇〇〇〇の隣に入っていきとやとコンバインが通れるかなというような狭い道ですので、売買はちょっと難しいではないかと。こないだ〇〇に確認しましたところ、作らしてもらえますけど買うことはできんということですし、なかなか難しいではないかと思っております。9月16日に小鴨の農事組合長会がありましたので、全部の農事組合長さんに声掛けをしておりますし、〇〇、〇〇の農事組合長さんには声掛けをしておりますけれども、あの近辺はほとんどの方が飯米農家でして。買ってまでという方はありませんので、もし、認定農業者の方でそういうのがありましたら、農業委員会と連携して探していくということになるかと思えますので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

議長 引き続きよろしくお願いします。続きまして、河本委員。

10番 ③、④のあっせんは全て耕作者が見つかりまして、あとは契約をするだけになっております。③は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。④の〇〇の方も〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さん。〇〇〇の方は先ほど筏津委員から報告がありましたように、新規就農の〇〇〇〇さんという方が契約するということです。以上です。

議長 ありがとうございます。只今、農地のあっせん活動の状況について報告がございましたが、皆さんから何か質問等がございましたら、よろしいでしょうか。はい、美田委員。

8番 8番の美田です。河本さんが最初に言われた、面積要件で取得できんという取扱をなんかほんとに考えないけんでないかなと思えます。また、今日でなくてもええですけど。

議長 その件については私もちょっと考えがございまして。こないだ農業新聞を見と

ったですけど、何県だったかな、1 a 未満にしたと。もう、この時代、4反、5反なんて言っとれんと。買う人があったら買ってもらわんと農地がますます荒れちゃうということで、倉吉市もそろそろそういうことを考えてもいいじゃないかと。今の、50 aだ40 aだなんて言っとればなかなか農地売買できない。私もちょっとこないだ考えまして、近年では皆さんと相談しながら下限面積というものを緩和して誰でも取得できるようなことを考えないけんでないかということをおもっております。また時間を割いて皆さんと今後協議させていただきたいと思っております。来年の下限面積の決定までにはちょっと話し合いをさせていただきたいと思っております。はい、河本委員。

10番 同じようなことの内容ですけど、先ほどあっせんしました土地が3名の方が一つを借りているという。もし仮にこれが3人で買いますよということであれば、三つに分筆するという形にしたら、分筆1件に対して、ちょっと話を聞きましたら30万円くらいかかるということなんです。その辺を勘案したら分筆してまで買う人はないと思うんです。その辺、なんとかならんかなと。そういうことも検討しないといけんでないかなと思っております。

議 長 なかなか、やっぱりお金がかかるみたいですね。鐵本委員、だいたいどれくらいかかるんですか。

11番 30万まではかからんです。だいたい半分くらい、15万までです。

議 長 一つに分筆で。

11番 ええ。連携あれば考えて安くできる。

議 長 確かに分筆は費用がかかるということをお聞いております。15万くらいだそうです。

10番 それと、もう1件。〇〇〇の〇〇〇さんが売買のあっせんをお願いしますというところに、4.5㎡があるんですね。現在ここは、あそこの〇〇〇〇の駐車場になっとるんですよ。それで、その駐車場はどこの所有なのかなと。もし、市の所有なんだったら、4.5㎡だけ寄付採納したらと進言しようと思うんですけど、その辺は。

議 長 畑のまま駐車場にしとるってか、今は。

10番 畑じゃない。現状が駐車場になっとるんです。

議 長 周りがか。

10番 そうです。その中に4.5㎡だけあるんです。〇〇〇〇の駐車場。

議 長 それはわかるけど、どこが担当だ。市か。

田倉委員 市だと思えますよ。〇〇〇課でないかな。

議 長 来月の委員会までに調べてちゃんと対処してください。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 では、(3) その他の項で。

事務局 まず1つは特別研修大会。今日出欠を出してもらいましたけど、11月11日土曜日カウベルホールです。参加人数はまた後程。今、確認します。

それと、代表の方にお渡ししておりますけども、利用意向調査の調査票を封筒の中に入れております。農地パトロールの結果を受けての利用意向調査です。皆さんの机の上に該当となる農地のリストをつけております。11月中旬頃までの回収をお願いしたいと思います。

それから、農業者年金の加入推進の名簿を、毎年、作成して周知活動しております。代表の委員さんに名簿をお渡ししておりますが、ほかの委員さんと見ていただいて加筆修正等していただきたいと思えます。

あと、編集委員会がこの後ありますので、編集委員の皆さん、よろしく願います。

議 長 以上でこちらからの案件は終わりますけれども、先ほどの特別研修会の参加者は、倉吉市農業委員会では16名の参加です。28人中16名です。忙しい時ですのでなかなか大変だと思えます。農業会議の方の会合で私ももうちょっと遅くにした方がいいですけどって言ったんですけど、知事日程の関係でどうも11日になったようです。

事務局 最後に、一つは農業新聞のお願いでございます。先月、各委員さんに1名ということでお願いしましたが、なかなか出てきませんので再度よろしく願っています。それから、来月の委員会から11月ということで、ネクタイと農業委員章、推進委員章の着用をお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局からは以上でございますが、山根委員。

5番 現在の農地法4条、5条につきましては、土地改良区の転用意見書っていうのを添付するようになってはいるわけですけども、その他の非農地・非採草放牧地の現況証明申請、それから、農地法の3条所有権移転、農業経営基盤強化促進法による所有権移転関係。こういったものについては土地改良区の意見書というものは必要ないということになってるわけですけども、実際に土地改良区の仕事をしておりますと、これが全部欲しい。なぜかという、今の農地法

3条あたりでも、農業委員会の方に申請を出せばその申請が改良区の方まで行くとという地権者の勝手な判断と言ったらおかしいですけども、ということで、改良区までは届いてこない。ということがありまして、非常に、事務が煩雑してくる。それから、このあいだうちの土地改良区にもあったわけですけど、非農地の分が7月に議決になって、GOのサインが出たですけども、土地改良区によって地区除外金の関係が発生してきます。まだ地区除外金が入ってきておりません。120万ほどですけど。こういった分が土地改良区の申請が無いまんまで、済んでしまうということがあるもので、なんとかこれが土地改良区の方に最初に来ていただいて、そういった手続きをお願いできんもんだらうかということで、お願いですけどよろしくお願ひいたします。

議 長 私も改良区の理事長で、一緒の立場ですけど、結局、農地法で売買されても改良区に何も無いから、本人としてはもう払わんでもいいと思っとるけど賦課金は、まだ生きとる場合があります。調べたら売買されてもう名義がなくなるとる。改良区にも一報を入れてほしいというのが、山根理事長も、どこの改良区もそうだと思うんです。筏津理事長もおりますけど、今後、連携を取って改良区と農業委員会と連絡をするという形を取った方がいいじゃないかと。

5 番 情報が欲しいわけです。

議 長 そうですね。だと思っんです。

4 番 関連があるけな。すべて。

議 長 特に転用で売った場合、売買した場合は決済金を取らないといけんのに、お金を使っちゃって、決済金を払えないっていうのが出てくるわけだ。そういうのが過去にも。ですから、やはり早め早めに改良区との連携を取りながら委員会も進めていきたい。もし話があった場合は皆さんそのように考えていただきたい。委員さんに相談があった場合は、売買とかそういう話があった場合は、当事者の方にそういうことを伝えてあげていただきたい。

5 番 窓口が農業委員会ですので、農業委員会で一つ堰をしていただいて、ガードしていただきたい。

事務局 事務局としても、特に今回の非農地というのは基本的には、ほ場整備がないという感覚があったものですから今後は気を付けたいと思いますので。

5 番 いや、制度化してもらいたいというのが本音なんですけど。

事務局 制度化というか、そういった届出については改良区に確認するということがすよね。

- 議長 しかないですね。8番 美田委員。
- 8番 申込みというか、貸借のサインをするときでも、改良区の意見というかなんか取るようにはなっとらんかいな。
- 事務局 以前ございまして、同じように改良区から要請があつて、4条と5条については窓口を持ってこられた時にパンフレットというか、確認のためにチラシを作つて渡すようにしてたんですけど。
- 8番 それと同じような感じのをちょっと、チェックする欄をしてもらつて、改良区にちゃんと届けたいよと。
- 事務局 昨年、山根委員から話がありまして、3条と基盤法の売買については、改良区に得喪届を出していただくように、窓口に出書類を置いています。3条と基盤法の売買については、届出を促すように気を付けてはおります。
- 議長 4番 松本委員。
- 4番 こういう問題はこれからどんどん出てくると思うよね。私も改良区の役員をしとるんですが、これ、倉吉だけの問題でなくて全国的な問題だろうと思うんだよね。これ制度化するというか、国を挙げての問題になっちゃうと思うんだけど、そのへんちょっといっぺん研究してみてください。
- 議長 中部の会長協議会の中で事務局長と会長会の合同会議がありますので、ちょうど11月に研修会がありますので、そういうことをほかの町にも聞いて、どうやっとなるかということをもた話してみたいと思います。はい、河本委員。
- 10番 それに関連してです。例として、私が担当した時に、改良区に届け出してなくて、それこそ20何年ずっと元の地主のところに改良区から賦課金が徴収されていて、改良区に届け出てない。逆の場合、そういう例がありました。話を聞いたら、10年までは遡ってなるけど、10年以降はもう時効だということで、お金はもらえないということらしいです。そのへんも参考にしてもらつたらと思いますけどね。
- 議長 その他、ございませんか。山本委員、どうぞ。
- 18番 18番 山本です。10月6日に女性農業委員の会の定期総会がありましたので報告いたします。農業委員会法の改正がされまして名称が変わりました。鳥取県農業委員会女性協議会という名称に変わりました。それに伴う規約とかを改正いたしまして、新会長と副会長を選任いたしまして、行事とかを決めました。その時に北栄町の杉川さんが意見発表されたんですけど、杉川さんがいろいろ活躍しておられる方なんですけど、農業女子同士で悩み共有したり情報交

換をしたりすることで、この鳥取の農業を盛り上げたいということで、組織を作られます。鳥取農業女子ネットワークっていうのを立ち上げられます。地域の核となるリーダーが育つ母体としての役割を目的とされております。メンバー自身のやりたいことを自ら企画運営して仲間を繋ぎながら実践していく力をつけるための取り組みを、今後視察研修とか研修会とか交流をされて盛り上げていこうという会です。総会が30年1月16日、エキパル倉吉多目的ホールであります。新しい会長が鳥取の浜坂さんから湯梨浜の山下さんになりました。若い会長ですので、どんどん活躍していただきたいと思っております。私たちもバックアップできたらと思っております。また皆さんにご相談したいこともできると思えますけれども、その時はよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。その他、皆さんの方ではありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、本日の定例会議は以上をもちまして閉会と致します。

— 午後2時30分 閉会 —